一般財団法人オリンピックQシリーズ2028東京財団
設 立 時 理 事 会
議 事 次 第

日時:2026年8月3日(月) 12時00分～
場所:JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 3階
会議室1

【議 題】

第1号議案 設立時代表理事(会長)の選定について
第2号議案 副会長及び事務総長の選定について
第3号議案 一般財団法人オリンピックQシリーズ2028東京財団の運営の方向性について

【資 料】

- 一般財団法人オリンピックQシリーズ2028東京財団 設立時役員等名簿 ・・・資料1
- 副会長及び事務総長の選定について ・・・資料2
- オリンピックQシリーズ2028東京財団 運営の方向性 ・・・資料3
- オリンピックQシリーズ2028東京財団 役員等行動規範(案) ・・・資料4
- 誓約書(案) ・・・資料5

(参考資料)
- オリンピックQシリーズ2028東京財団 定款 ・・・資料6

資料１

一般財団法人オリンピックQシリーズ2028東京財団 設立時役員等名簿

（敬称略、五十音順）

	役 職	氏 名	所 属 先 役 職 等
1	理事	今井 泰徳	日本オリンピック委員会 事務局長
2	理事	太田 雄貴	日本オリンピック委員会 専務理事
3	理事	栗岡 祥一	元東京都副知事
4	理事	佐藤 智秀	東京都副知事
5	理事	野口 啓代	プロフリークライマー
6	理事	広瀬 史乃	弁護士、日本バスケットボール協会 監事、 元東京2025世界陸上財団 理事
7	理事	福武 英明	株式会社ベネッセコーポレーション 取締役会長、 福武財団代表理事 理事長
8	理事	丸山 雅代	東京都スポーツ推進本部長
9	理事	皆川 賢太郎	冬季産業再生機構 代表理事、 日本アーバンスポーツ支援協議会 理事
10	理事	南 壮一郎	ビジョナル株式会社 代表取締役社長
11	理事	三宅 宏実	日本オリンピック委員会 理事、 日本ウエイトリフティング協会 常務理事
12	理事	矢嶋 雅子	弁護士、慶應義塾大学大学院法務研究科 教授、 東京2025世界陸上財団 評議員

	役 職	氏 名	所 属 先 役 職 等
1	監事	小林 久美	公認会計士、日本陸上競技連盟 監事、 スポーツ団体ガバナンスコード適合性審査委員
2	監事	渡邉 剛	弁護士、東京2025世界陸上財団 監事

＜参 考＞

	役 職	氏 名	所 属 先 役 職 等
1	評議員	井口 加奈子	弁護士、日本プロサッカーリーグ 理事、 日本スポーツ仲裁機構 仲裁人
2	評議員	大橋 卓生	弁護士、東京2025世界陸上財団 評議員
3	評議員	北島 康介	東京都水泳協会 会長、 日本アーバンスポーツ支援協議会 理事

副会長及び事務総長の選定について

資料2

○ **副会長**

会長に事故があるとき、会長が欠けたときの評議員会の招集及び理事会議長
（定款第17条第3項、第23条第3項、第34条第2項）

○ **事務総長**

当法人の業務執行理事であり、事務局の長
（定款第23条第3項、第40条第2項）

資料3

オリンピックQシリーズ2028東京財団運営の方向性

Olympic Q-Series 2028 | Tokyo | 4-7, May 2028

2026.8.3　日本オリンピック委員会

目次

1. 序文
2. オリンピックQシリーズ（大会概要）
3. ミッション・ビジョン
4. ガバナンス確保の取組
5. 役員等の選任

Copyright © Japanese Olympic Committee All Rights Reserved.

序文

2026年、私たちは東京2020オリンピック・パラリンピックから５周年という大きな節目を迎えました。大会史上初めて実施されたアーバンスポーツでは、若きアスリートたちが技を競い、フェアプレーの精神で互いを称え合い、国境を越えて交流する姿が、未来への無限の可能性を世界に示しました。

この鮮烈なデビューは、ストリートや公園といった日常の都市空間で身体を動かすというスポーツの原点を再認識させる契機となりました。現在、日本各地ではアーバンスポーツパークの整備が進み、トップアスリートの活躍に触発されて競技に打ち込む子どもたちも着実に増えています。

そして2028年５月、オリンピックQシリーズ2028が東京で開催されます。都心に設けられた会場で、大観衆の声援を浴びながらオリンピックバリューを体現するアスリートの姿は、次世代のみならず、日本の幅広いスポーツファンの心を大きく揺さぶることでしょう。私たちは今、日本を代表する都市景観とユースカルチャーの中心地でアーバンスポーツをホストし、次世代へ再び大きな夢を届けたいと考えています。

会場となる代々木アーバンパークを擁する渋谷・原宿エリアは、若者のエネルギーが日常的に交差し、大規模な再開発によって刻々とその姿を変え続ける、東京屈指のダイナミックなエリアです。この地でオリンピックQシリーズを開催することで、次世代が自由な発想で創造性を発揮し、スポーツとアートを通じて誰もが自由に自己表現できる舞台を創出します。競技フィールドと街が一体となった、新たな都市の活力をここから発信してまいります。

Copyright © Japanese Olympic Committee All Rights Reserved.

オリンピックQシリーズ（Olympic Q-Series）

大会概要

- **ロサンゼルス2028大会の出場枠をかけて、6競技のトップ選手が参加する最終予選**
- **東京のほか、上海・モントリオール・オーランドの「全4大会」でひとつのシリーズとして構成されている**
- **今回が2度目の開催（第1回はパリ2024大会の出場枠をかけて、上海とブダペストで開催）**

■ **主催：**国際オリンピック委員会（International Olympic Committee：IOC）

■ **英語大会名称：**Olympic Q-Series 2028 – Tokyo

■ **和文大会名称：**オリンピックQシリーズ2028東京

■ **大会会期：**2028年５月４日（木）～７日（日）<Stop 1：東京（日本）>

■以降のシリーズ日程

・5月11～14日＜Stop 2：上海（中国）＞
・6月1～4日＜Stop 3：モントリオール（カナダ）＞
・6月8～11日＜Stop 4：オーランド（米国）＞

■ **競技種目：**シリーズ全体で６競技実施（東京で実施するものは下線の４競技）

- ３×３バスケットボール
- BMXフリースタイル
- ビーチバレーボール
- スポーツクライミング
- スケートボード
- フラッグフットボール

■ **参加選手数：**計464名（Q-Series 2024 実績）

■ **会場：**代々木アーバンパーク（都立代々木公園・国立代々木競技場）

■ **運営組織：**オリンピックQシリーズ2028東京財団　※公益財団法人日本オリンピック委員会にて設立

Copyright © Japanese Olympic Committee All Rights Reserved.

ミッション・ビジョン

オリンピックQシリーズ ▶	世界中のトップアスリートが集結し、オリンピックへの出場権を争う、熾烈な最終予選シリーズ	次世代に人気のあるアーバンスポーツの4競技を、4日間で集中開催	ユースカルチャーと融合し、次世代が自由な発想で創造性を発揮するアーバンフェスティバル

ミッション＝Qシリーズが果たすべき使命 ▶ Reach the NEXT.｜次なる高みへ

- **LA28を目指すアスリートに最高の舞台を提供**

  世界最高の舞台を目指すアスリートに、最高の競技環境、ユニークな大会経験、自身の価値と魅力を表現する祝祭のステージを提供

- **次世代をスポーツへエンゲージ**

  満員の観客で熱狂的な空間を創出し、次世代がスポーツに出会い、参加し、かかわりたいと思うきっかけを創出

- **スポーツの社会的価値を拡張**

  持続可能性、多様性・包摂性、地域経済成長など、社会課題の解決や都市の未来に貢献する役割を発揮

ビジョン＝Qシリーズを通じて目指す未来 ▶ Defining New Tokyo Color｜新しい東京らしさをつくる

- **スポーツとユースカルチャーが交差する活力ある都市の実現**

  スポーツと、アート・ミュージック・ファッション・デジタルが融合し、都市そのものを創造性と熱量に満ちたコミュニティへと進化

- **世界におけるTOKYOのプレゼンス向上**

  Qシリーズを通じて、東京が持つ魅力、創造性、多様性、都市ブランドを世界へ発信。オリンピック・ムーブメントとともに、国際都市としての存在感向上に寄与

- **新たな都市型スポーツ大会のモデル提示**

  誰もがアクセスできるオープンな公園と、周辺の賑わいを生かして、会場及びエリア全体がアスリートとユースカルチャーのエネルギーで満たされる都市型スポーツ大会のモデルに。成功を契機に、アーバンスポーツが広がり、そのインクルーシブな精神で、誰もが尊重され、自分らしさを感じられる都市、世界を実現

Copyright © Japanese Olympic Committee All Rights Reserved.

ガバナンス確保の取組

オリンピックQシリーズ大会運営組織におけるガバナンス確保の考え方

- 国際スポーツ大会が**都民・国民から歓迎**され、多くの観客動員や関係者の参画・協力を得るためには、**公正で信頼される組織運営が必要不可欠**
- 2025年に東京で開催した世界陸上競技選手権大会は、ガバナンス確保の徹底により**都民・国民の理解と共感を得るとともに、**陸上競技やスポーツが持つ社会的な意義や価値を提示
- オリンピックQシリーズにおいてもこの流れを継承し、**ガバナンス確保を通して都民・国民の理解や共感を得る**大会を実現

「大規模な国際又は国内競技大会の組織委員会等のガバナンス体制等の在り方に関する指針（スポーツ庁）」や
「国際スポーツ大会への東京都の関与のガイドライン」を踏まえ、以下の取組を実施する

役員等の適切な選任

・外部専門家を含む選考委員会を設置
・選任方針の策定
・選任理由の公表

利益相反問題の防止

・専門人材は直接雇用を中心に獲得
・民間企業等からの出向を受け入れる場合、厳格な利益相反対策を講じ、透明性を確保
（マーケティング部門には
広告代理店からの出向を受け入れない）
・スポンサー募集は、JOCが主体となり、開催契約を遵守しつつ、公正な手続きにより実施

コンプライアンスの確保

・コンプライアンス委員会や通報窓口の設置
・役員、職員への継続的なコンプライアンス教育の実施

情報公開の徹底

・東京都の条例に準じた情報公開制度の導入
・法定事項に加え、組織の重要な決定や世の中の関心の高い事項を積極的に発信
・非開示情報についても独立した審査委員会がチェック

内部統制・外部チェック

・契約手続については、弁護士、会計士による外部チェック体制を構築
・監査室、監事、会計監査人が密に連携する三様監査体制を構築
・リスクアプローチの監査手法導入

危機管理及び不祥事対応体制の構築

・危機管理マニュアルを策定した上での危機管理体制の構築
・不祥事発生時は迅速に調査体制を構築し対応

懲罰制度の構築

・役員及び職員に対する、実効性を備えた懲罰規程の策定及び周知

Copyright © Japanese Olympic Committee All Rights Reserved.

役員等（評議員、理事、監事）の選任

役員等の適切な選任について

- **適正なガバナンスが確保**された、**公正で信頼**される大会運営組織とするため、「国際スポーツ大会への東京都の関与のガイドライン」などを踏まえ、**有識者を含む委員で構成**する「**オリンピックQシリーズ大会開催に係る大会運営組織設立時役員等候補者選考委員会**」（以下「役員等候補者選考委員会」）を設置
- **役員等候補者選考委員会**において、設置要綱を踏まえ、選任に係る**考え方**や**基本方針**、役員等に求められる**資質**などについて議論し、「**設立時役員等選任方針**」として取りまとめ
- 当該**選任方針に基づき**、役員等候補者選考委員会において**具体の候補者**について**選考**を実施
- 選考した役員等候補者について、**JOC内での承認**を経て、役員等候補者が**最終決定**
- 大会運営組織の**設立時理事会**において、**選任方針及び選任理由を公表**

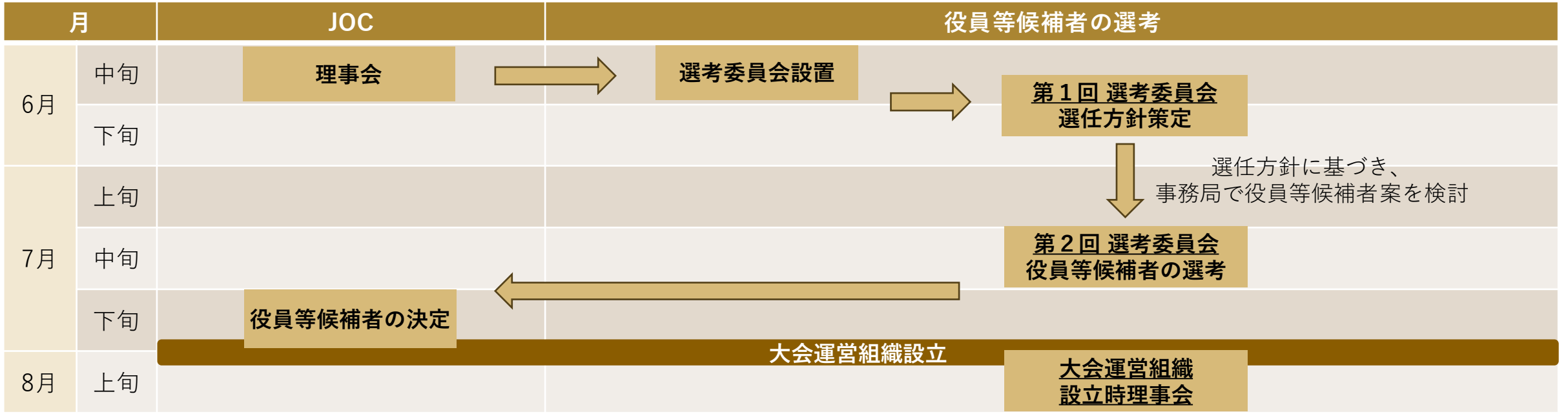

Copyright © Japanese Olympic Committee All Rights Reserved.

役員等の選任

役員等候補者選考委員会　委員構成

- 委員会は４名体制（大会運営組織の設立後、必要に応じて、大会運営組織に関して知見を有する監事を追加）
- 「大規模な国際又は国内競技大会の組織委員会等のガバナンス体制等の在り方に関する指針」に則り、有識者及び女性委員を複数名配置
- 東京2025世界陸上、デフリンピック等の開催実績を持つ東京都に対し、大規模国際スポーツ大会における組織運営に関する知見を有する者を委員として推薦するよう依頼

	委員候補	所属/役職	委嘱理由（期待する役割）
委員	生田　圭	・生田総合法律事務所 ・（公財）日本サッカー協会 監事 ・大規模な国際又は国内大会の組織委員会等のガバナンス体制等の在り方検討PT座長	・国際スポーツ大会のガバナンスに関する知見
委員	松尾　祐美子	・みなとみらい法律事務所 ・（公財）日本陸上競技連盟 監事 ・東京都における国際スポーツ大会のガバナンス強化に向けた有識者会議 委員	・国際スポーツ大会のガバナンスに関する知見
委員	星　香里	・（公財）日本オリンピック委員会常務理事	・スポーツ政策全般に関する豊富な知見
委員	木島　暢夫	・東京都スポーツ推進本部国際スポーツ事業部長	・大規模国際スポーツ大会における組織運営に関する知見

Copyright © Japanese Olympic Committee All Rights Reserved.

役員等選任方針の概要

基本方針

- オリンピック憲章等、国際オリンピック委員会の指針を遵守
- スポーツを通じた女性の社会参画・活躍を促進する観点から、また、多様な価値観や発想を反映させるため、**男女双方とも**、役員等の割合を**原則40%以上を目標**
- 議論の活性化や理事に対するチェック機能の向上、より専門的・客観的な視点からの組織運営の監督といった観点から、**外部役員**等の割合を**25%以上に設定**

共通して求められる一般的な資質

- オリンピックQシリーズの開催趣旨、アーバンスポーツの発展及びアスリートファーストの理念に理解があること
- 関係法令等に理解があり、コンプライアンス意識が高いこと
- 人権や多様性の尊重、持続可能性の追求など、昨今の国際的・社会的要請に対し理解があること
- 政治的中立を保って職務を遂行できること

それぞれに求められる知識・経験・能力等の資質

- 競技運営・国際スポーツ大会等に関する知識・経験
- 組織マネジメントに関する経験等に基づく広い視野、知見
- 大規模イベントの演出・PRまたはユースカルチャー等に関する知識・経験
- ガバナンス・コンプライアンスに関する知識・経験
- 関係法令に一定の知見を有し、独立性を維持しつつ、理事の職務の執行等を監査できる能力（監事）
- スポーツ大会の運営組織の最高意思決定機関の構成員として、大局的見地に立った視点で判断をできる能力（評議員）

Copyright © Japanese Olympic Committee All Rights Reserved.

役員等選任方針の概要

選任・構成のポイント（理事）

- **必要不可欠でコンパクトな体制**を企図
- 以下の４要素に関する知識・経験を踏まえ選任
  ①競技運営・国際スポーツ大会　②組織マネジメント　③大規模イベントの演出・PRまたはユースカルチャー等　④ガバナンス・コンプライアンス
- **ジェンダーバランスを確保する観点**から、理事における**男女双方の割合を原則40%以上**に
- 適正なガバナンス体制を確保するとともに、大会準備・運営の実務も考慮した布陣に

理事 (設立時12名)

- **オリンピックQシリーズや国際スポーツ大会を熟知**し、**国内外のスポーツ界の動向に精通している者**として、JOCの役職員を３名選任
  うち２名は、**オリンピアンとしての視点・経験を持つ方、**そのうち１名は**女性アスリートの声を代弁**できる方を選任
- **大規模な国際スポーツ大会の開催準備の経験**や、**豊富な行政経験・組織マネジメント経験**を有する者として、東京都の関係者を３名選任
- **ガバナンスやコンプライアンスに精通**し、**スポーツ界にも造詣**があり、大規模スポーツ大会の運営の知見を有する**法律の専門家**を２名選任
- **アスリートファーストの大会を実現**させるため、**アスリートを代表する方を男女１名**ずつ選任
- 国際芸術祭を通した地域振興など、**大規模イベントにおける演出・PRに関する知識・経験**をする方を１名選任
- 組織設立、運営、拡大の経験を持ち、**ビジネス感覚・バランス感覚・コスト意識・スピード感等を持った判断をできる方**として、
  企業経営者１名を選任

✓ **各分野からバランス良く人選することで、ガバナンスを適正に確保**しつつ、**大会準備・運営の着実かつ円滑な推進体制を確保**
✓ それぞれが**責任を持って活発に議論**ができる、**コンパクトで「機能する理事会」**に

Copyright © Japanese Olympic Committee All Rights Reserved.

役員等選任方針の概要

選任・構成のポイント（監事・評議員）

- **必要不可欠でコンパクトな体制**を企図
- 主に、**関係法令に一定の知見を有し、独立性を維持しつつ、理事の職務の執行等を監査できる能力（監事）、ガバナンス・コンプライアンスに関する知識・経験（評議員）、スポーツ大会の運営組織の最高意思決定機関の構成員として、大局的見地に立った視点で判断をできる能力（評議員）**という視点を踏まえ選任
- **ジェンダーバランスを確保する観点**から、監事・評議員それぞれにおける、**男女双方の割合を原則40%以上**に

監事 (設立時２名)

- **財務や会計に関する豊富な知識・経験**を有し、競技団体の役員等を務めるなど、**スポーツ界に造詣がある会計の専門家**を１名選任
- **ガバナンスやコンプライアンスに精通**し、**国際的な視野**や**大規模スポーツ大会の運営の知見**を有する**法律の専門家**を１名選任

✓ 理事の職務執行の**適正な監視・監督体制を確保**

評議員 (設立時３名)

- 競技団体等で役員等を務めるなどスポーツ界に造詣があり、**大規模スポーツ大会におけるガバナンス確保に関する豊富な知見**を有する**法律の専門家**を１名選任
- 日本オリンピック委員会をはじめ多数の競技団体の役員等を務め、**スポーツ法分野に関する豊富な知見**や、**大規模スポーツ大会の運営の知見**を有する**法律の専門家**を１名選任
- スポーツ界に造詣があり、**国際スポーツ大会の運営組織の最高意思決定機関の構成員として、大局的見地に立った視点で判断**できる元オリンピアンを１名選任

✓ **中立的・客観的な立場**で、法人運営を**適正に監視・監督する体制を確保**

Copyright © Japanese Olympic Committee All Rights Reserved.

理事①｜設立時役員等プロフィール及び選任理由

いまい　やすのり

今井 泰徳

JOC事務局長

1971年8月4日生

選任理由

日本オリンピック委員会事務局長として、オリンピックQシリーズを日本に招致するなど、大会の開催趣旨を理解し、アーバンスポーツの発展及びアスリートファーストの理念に理解を有している。

また、事務局長として、高いコミュニケーション能力とコンプライアンス意識を有し、人権や多様性の尊重、持続可能性などの社会的要請や健全な組織風土の形成に深い理解を有している。

加えて、日本オリンピック委員会にて、国際関係業務をはじめとした様々な業務に従事した経験から、スポーツ政策に造詣が深く、国際総合スポーツ大会の豊富な知識・経験を有しているほか、組織マネジメントに関する豊富な知見を有し、加盟競技団体との連携力にも富んでいる。

以上から、大会運営組織の組織運営や業務執行等について適切に関与することが期待でき、理事として適任である。

現在の主な活動状況

・公益財団法人日本オリンピック委員会 事務局長

Copyright © Japanese Olympic Committee All Rights Reserved.

理事②｜設立時役員等プロフィール及び選任理由

おおた　ゆうき

太田 雄貴

フェンシング選手／JOC専務理事

1985年11月25日生

選任理由

日本オリンピック委員会専務理事として、オリンピックQシリーズを日本に招致するなど、大会の開催趣旨を理解し、アーバンスポーツの発展に努めているほか、オリンピアンとしての経験から、アスリートファーストの理念に深い理解を有している。

また、国際オリンピック委員会の委員や国際フェンシング連盟理事として、国内外のスポーツ界の動向に精通していることはもとより、国際感覚を有し、人権や多様性の尊重、持続可能性などの国際的・社会的要請に対する理解を有している。

加えて、日本オリンピック委員会専務理事、日本アーバンスポーツ支援協議会副会長として、大規模な国際大会やアーバンスポーツに関する豊富な知識・経験を有している。

以上から、大会運営組織の組織運営や業務執行等について適切に関与することが期待でき、理事として適任である。

現在の主な活動状況

・公益財団法人日本オリンピック委員会（JOC）専務理事
・国際フェンシング連盟（FIE）理事
・国際オリンピック委員会（IOC）委員

Copyright © Japanese Olympic Committee All Rights Reserved.

理事③｜設立時役員等プロフィール及び選任理由

くりおか　しょういち

栗岡 祥一

元東京都副知事

1963年10月20日生

選任理由

東京都において、政策企画局次長、環境局長を経て副知事を務めた実績を持ち、公務員としての豊富な行政経験から、高いコンプライアンス意識を有している。また、総務局人事部長として勤務環境の整備や働き方改革を推進した実績など、風通しの良い健全な組織風土の形成に理解を有している。

加えて、総務、環境、防災など都政の基幹分野を所管する副知事としての経験や、局横断的な調整業務に従事した実績など、組織マネジメントに関する豊富な知識・経験と、多角的な視点及び高度な調整能力を有している。

以上から、大会運営組織の組織運営や業務執行等について適切に関与することが期待でき、理事として適任である。

現在の主な活動状況

・東京都副知事（2024.4~2026.7）

Copyright © Japanese Olympic Committee All Rights Reserved.

理事④｜設立時役員等プロフィール及び選任理由

さとう　ともひで

佐藤 智秀

東京都副知事

1967年9月6日生

選任理由

東京都において、福祉局長、総務局長を経て副知事に就任し、公務員としての豊富な行政経験から、高いコンプライアンス意識を有している。東京都という大規模な組織を統括する立場として、風通しの良い健全な組織風土の形成にも理解を有している。

また、オリンピック・パラリンピック準備局次長としての経験から、大規模国際スポーツ大会の運営に関する知見を有している。加えて、福祉保健局長として新型コロナ対応を指揮したほか、総務局長として防災やコンプライアンス等の危機管理・リスクマネジメントを統括した経験から、組織マネジメントに関して豊富な知見を有している。

以上から、大会運営組織の組織運営や業務執行等について適切に関与することが期待でき、理事として適任である。

現在の主な活動状況

・東京都副知事
・一般財団法人東京マラソン財団 評議員

Copyright © Japanese Olympic Committee All Rights Reserved.

理事⑤｜設立時役員等プロフィール及び選任理由

のぐち　あきよ

野口 啓代

プロフリークライマー

1989年5月30日生

選任理由

スポーツクライミング競技のオリンピアンとして、東京2020大会にて、女子複合銅メダルを獲得したほか、国内外の主要大会での豊富な実績を有するなど、日本における女子クライミング界を牽引してきた。オリンピックQシリーズの実施種目の元選手として、開催趣旨への深い理解と実施種目に関する豊富な知見を有していることはもちろん、オリンピアンとしての視点やアスリートファーストの理念への理解を有している。

加えて、競技引退後も、プロフリークライマーとして、アーバンスポーツの普及・発展に取り組み、さらに、茨城県スポーツ協会理事として、スポーツ振興や若年層の育成に尽力している。

以上から、女性アスリートの声を代弁し、大会の準備・運営等にアスリートの目線を取り入れる役割を期待でき、理事として適任である。

現在の主な活動状況

・プロフリークライマー
・AKIYO's COMPANY株式会社 代表
・公益財団法人茨城県スポーツ協会 理事

Copyright © Japanese Olympic Committee All Rights Reserved.

理事⑥｜設立時役員等プロフィール及び選任理由

ひろせ　しの

広瀬 史乃

弁護士

1967年3月8日生

選任理由

弁護士として、訴訟や知的財産法などの法律に関する専門知識と経験を有し、企業法務やガバナンス・コンプライアンス問題に精通しているほか、企業の社外役員としてダイバーシティ推進に携わり、海外との文化交流を推進する団体役員も務めるなど、人権や多様性の尊重にも理解がある。

また、日本バスケットボール協会や全日本野球協会の役員として組織運営に携わるほか、東京2025世界陸上においてコンプライアンス担当理事を務めるなど、スポーツ界の動向や大規模国際スポーツ大会の運営組織におけるコンプライアンス確保に関する知見を有している。

以上から、大会運営組織の組織運営や業務執行等について適切に関与することが期待でき、理事として適任である。

現在の主な活動状況

・阿部・井窪・片山法律事務所 所属
・公益社団法人日本バスケットボール協会 監事
・一般財団法人全日本野球協会 常務理事
・一般財団法人日本アジア共同体文化協力機構 監事
・日本コンクリート工業株式会社 社外取締役
・イノテック株式会社 社外取締役
・東京2025世界陸上財団理事（～2026.3）

Copyright © Japanese Olympic Committee All Rights Reserved.

理事⑦｜設立時役員等プロフィール及び選任理由

ふくたけ　ひであき

福武 英明

経営者

1977年5月14日生

選任理由

企業経営者として、企業・組織等の運営に関する法令等への理解から、コンプライアンスに関する高い意識を有するほか、文化・芸術を通した地域振興に取り組むなど、持続可能な社会の実現等の社会的要請への理解を有している。

加えて、瀬戸内国際芸術祭の開催や、香川県や岡山県各島における現代アートや建築を活用した文化活動を実施する等、アートに関する深い造詣や、大規模イベントにおける演出・PRに関する豊富な知識・経験を有している。

以上から、オリンピックQシリーズの特徴である、スポーツとアート等が融合したアーバンフェスティバルの準備・運営等に対してこれまでの知見や経験を反映させる等、大会運営組織の組織運営や業務執行等について適切に関与することが期待でき、理事として適任である。

現在の主な活動状況

・株式会社ベネッセコーポレーション 取締役会長
・公益財団法人福武財団 代表理事 理事長
・株式会社ベネッセスタイルケアグループ 取締役会長
・株式会社直島文化村 取締役
・STILL Limited　Founder and CEO（投資会社）

Copyright © Japanese Olympic Committee All Rights Reserved.

理事⑧｜設立時役員等プロフィール及び選任理由

まるやま　まさよ

丸山 雅代

東京都スポーツ推進本部長

1967年5月26日生

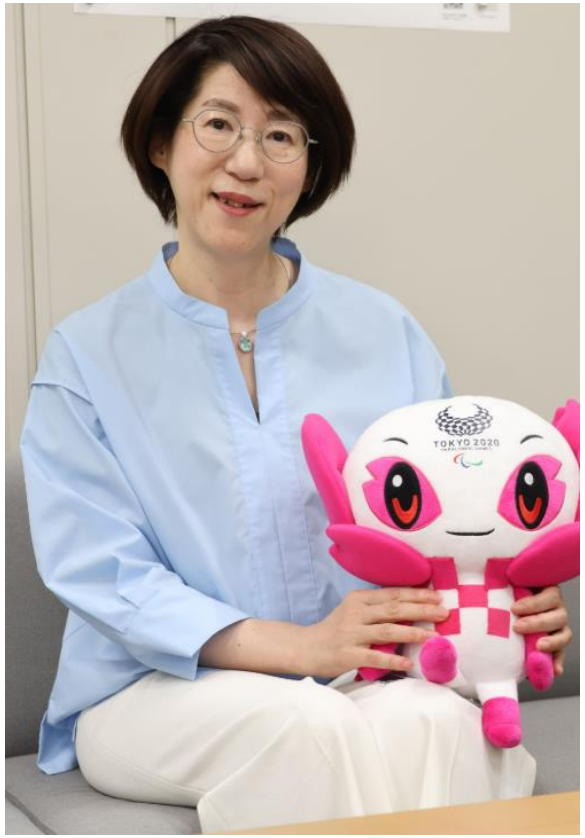

選任理由

東京都における公務員としての豊富な行政経験から、高いコンプライアンス意識を有する。また、スポーツ推進本部長として、東京2020大会のレガシーであるアーバンスポーツ施設の活用を推進するなど、アーバンスポーツの発展に理解を有している。

さらに、スポーツ行政の責任者としてスポーツ政策に深い造詣を有するほか、東京2020大会ではライブサイト事業の計画や大会開閉会式の運営に携わるなど、大規模国際スポーツ大会の運営に関する豊富な知識・経験を有している。加えて、デジタルサービス局次長としてGovTech東京の設立に携わるなど、組織マネジメントに関する豊富な知見を有している。

以上から、大会運営組織の組織運営や業務執行等について適切に関与することが期待でき、理事として適任である。

現在の主な活動状況

・東京都スポーツ推進本部長
・株式会社東京スタジアム 取締役
・一般財団法人東京マラソン財団 評議員

Copyright © Japanese Olympic Committee All Rights Reserved.

理事⑨｜設立時役員等プロフィール及び選任理由

みながわ　けんたろう

皆川 賢太郎

元アルペンスキー選手／経営者

1977年5月17日生

選任理由

アルペンスキー競技のオリンピアンとして、過去４大会への出場と上位入賞をはじめ、数多くの国際大会への出場経験、入賞実績があるなど、その豊富な競技実績から、アスリートファーストの理念への理解や、オリンピアンとしての経験・視点を有している。

また、日本アーバンスポーツ支援協議会理事としてアーバンスポーツの振興に取り組む等、アーバンスポーツの発展に理解を有するほか、実施種目に関する幅広い知見を有している。

加えて、国際スキー大会の委員長を務めるとともに、リゾートスキー場のプロデュースを手掛けるなど、空間デザインを含む大規模イベントの演出・PRに関する知識と経験を有している。

以上から、アスリートの意見やイベントのプロデュースに関する知見を大会の準備・運営等に反映させる役割を期待でき、理事として適任である。

現在の主な活動状況

株式会社 HEIDI 代表取締役社長
一般財団法人冬季産業再生機構 代表理事
株式会社Japan Snow Mountain Consulting 代表取締役
株式会社岩手ホテルアンドリゾート アドバイザー
公益財団法人日本オリンピック委員会 選手強化専門部会員 サービスマネージャー
一般社団法人日本アーバンスポーツ支援競技会 理事
公益財団法人コーセー小林財団 理事
スポーツ庁 スポーツ審議会委員

Copyright © Japanese Olympic Committee All Rights Reserved.

理事⑩｜設立時役員等プロフィール及び選任理由

みなみ　そういちろう

南 壮一郎

起業家／経営者

1976年6月15日生

選任理由

ビジネス界を牽引する企業経営者として、コンプライアンスに関する高い意識のほか、社会的要請や、風通しの良い健全な組織風土の形成に理解を有している。

また、（株）ビズリーチ創設者として組織の設立、運営及び拡大を経験するなど、組織マネジメントや経営に関して豊富な知見を有することから、大会運営組織の担う多岐にわたる業務について、ビジネス感覚・バランス感覚・コスト意識・スピード感等を持って判断することができる。

加えて、東北楽天ゴールデンイーグルスの創立に関与する等、スポーツ振興に深い理解を有し、日本オリンピック委員会の国際委員として国内外のスポーツ界の動向に精通している。

以上から、経営感覚と大局的な視点をもって、大会運営組織の組織運営や業務執行等について適切に関与することが期待でき、理事として適任である。

現在の主な活動状況

・ビジョナル株式会社 代表取締役社長
・八ヶ岳農業大学校 理事長
・New York Yankees Limited Partner
※New York Yankees球団オーナーグループへの個人参加

Copyright © Japanese Olympic Committee All Rights Reserved.

理事⑪ ｜設立時役員等プロフィール及び選任理由

みやけ　ひろみ

三宅 宏実

元ウエイトリフティング選手

1985年11月18日生

選任理由

ウエイトリフティング競技のオリンピアンとして、アテネ五輪から５大会連続での出場を果たし、ロンドン五輪での銀メダル、リオデジャネイロ五輪での銅メダルの獲得など、高い競技実績を有している。その豊富な競技実績から、アスリートファーストの理念への理解はもとより、女性アスリートとして、またオリンピアンとしての経験・視点を有している。

加えて、日本オリンピック委員会理事を務めるとともに、国際ウエイトリフティング連盟理事の経験も持つことから、多様性の尊重、持続可能性の追求など、国際的・社会的要請に対し理解を有し、国内外のスポーツ界の動向にも精通している。

以上から、女性アスリートの声を代弁し、大会の準備・運営等にアスリートの目線を取り入れるとともに、スポーツ界の動向を組織運営に反映させる役割を期待でき、理事として適任である。

現在の主な活動状況

・日本オリンピック委員会 理事
・日本ウエイトリフティング協会 常務理事
・いちご株式会社 コーポレート本部 人財開発部
・いちごウエイトリフティング部 コーチ

Copyright © Japanese Olympic Committee All Rights Reserved.

理事⑫｜設立時役員等プロフィール及び選任理由

やじま　まさこ

矢嶋 雅子

弁護士／ニューヨーク州弁護士

1969年5月22日生

選任理由

大手法律事務所のパートナー弁護士として、主に企業紛争解決一般（危機管理・不祥事関連争訟 等）を手掛けており、法曹界で権威あるアワードである「Best Lawyers」を９年連続受賞した実績を有するほか、ALB Top 15 North Asia Litigators 2024（北アジア地域を代表する訴訟・紛争解決の弁護士15名）に選出されるなど、国内外において高い評価を受けている。

ガバナンス・コンプライアンスに関する豊富な知見はもとより、国の審議会等委員や大学教授などの経験から、多様性の尊重、持続可能性の追求など、社会的要請に対し理解を有し、さらに、東京2025世界陸上財団評議員として、大規模国際スポーツ大会の運営に関する知見を有している。

以上から、大会運営組織の組織運営や業務執行等について適切に関与することが期待でき、理事として適任である。

現在の主な活動状況

- 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 パートナー
- 慶應義塾大学大学院法務研究科 教授
- 総務省 電波監理審議会 委員、電気通信紛争処理委員会 特別委員
- 株式会社レゾナック・ホールディングス 社外監査役
- 三菱総研DCS株式会社 社外取締役
- 東京2025世界陸上財団 評議員

Copyright © Japanese Olympic Committee All Rights Reserved.

監事①｜設立時役員等プロフィール及び選任理由

こばやし　くみ

小林 久美

公認会計士／税理士

1979年11月2日生

選任理由

公認会計士として、複数企業の社外役員を務め、財務や会計に関する豊富な知識・経験を有している。また、日本陸上競技連盟の監事として、ガバナンス・コンプライアンスの面から組織運営に貢献しているなど、社会的要請に理解を有している。

加えて、中央競技団体の役員を務めるほか、自身が代表取締役を務める企業では、アスリートの資産管理やキャリア形成支援に携わり、競技者が生涯にわたり活躍できる環境づくりに取り組むなど、スポーツ界を取り巻く情勢への深い知見、スポーツ界の健全な発展への理解を有している。

以上から、理事の職務執行について、適正な監視・監督が期待でき、監事として適任である。

現在の主な活動状況

- 小林公認会計士事務所 代表
- Tokyo Athletes Office株式会社 代表取締役
- 日本オリンピック委員会 財務委員会委員
- 日本陸上競技連盟 監事
- 日本プロサッカーリーグ 監事
- スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査委員
- 伊藤忠商事株式会社 社外監査役
- 株式会社コーセーホールディングス 社外取締役

Copyright © Japanese Olympic Committee All Rights Reserved.

監事②｜設立時役員等プロフィール及び選任理由

わたなべ　たけし

渡邉 剛

弁護士／ニューヨーク州弁護士

1967年2月17日生

選任理由

大手法律事務所のパートナー弁護士として、企業法務やコーポレート・ガバナンス、危機管理などに関する案件を数多く手掛けており、法曹界で権威あるアワードである「Best Lawyers」を７年連続受賞した実績を有するなど、高い評価を受けている。また、ガバナンス・コンプライアンスに関する豊富な知見を有することはもとより、海外での勤務経験等も有することから、多様性の尊重、持続可能性の追求など、国際的・社会的要請に対し理解を有している。

加えて、東京2025世界陸上財団監事として、大規模国際スポーツ大会の運営や、大会運営組織におけるガバナンス確保に関する知見を有している。

以上から、理事の職務執行について、適正な監視・監督が期待でき、監事として適任である。

現在の主な活動状況

・アンダーソン・毛利・友常法律事務所 パートナー
・東京2025世界陸上財団 監事

Copyright © Japanese Olympic Committee All Rights Reserved.

評議員①｜設立時役員等プロフィール及び選任理由

いのくち　かなこ

井口 加奈子

弁護士

1962年10月3日生

選任理由

大手法律事務所のパートナー弁護士として、スポーツ団体のコンプライアンス支援やアスリートの相談・仲裁対応、企業法務やグローバル企業における人権保護対応など、豊富な実務経験から、ガバナンス・コンプライアンスに関する豊富な知見を有する。また、スポーツ仲裁人として、多様性の尊重、持続可能性の追求など、社会的要請に対し理解を有している。

さらに、スポーツ庁のプロジェクトチームメンバーとして大規模スポーツ大会の運営組織におけるガバナンス体制の確保に関する検討に携わる等、豊富な知見を有している。

加えて、競技団体の役員も務めるなど、スポーツ界を取り巻く情勢に深い理解を有している。

以上から、法人運営について、適正な監視・監督が期待でき、評議員として適任である。

現在の主な活動状況

・シティユーワ法律事務所 パートナー
・公益社団法人日本プロサッカーリーグ 理事
・公益財団法人日本スポーツ仲裁機構 仲裁人
・スポーツ庁「ガバナンス体制等検討PT」メンバー
・独立行政法人日本スポーツ振興センター「スポーツ指導における暴力行為等に関する第三者相談・調査委員会」委員（2025年より統括相談員）

Copyright © Japanese Olympic Committee All Rights Reserved.

評議員②｜設立時役員等プロフィール及び選任理由

おおはし　たかお

大橋 卓生

弁護士

1968年6月3日生

選任理由

弁護士として、コンプライアンス問題に精通しているほか、日本スポーツ振興センターのスポーツ指導における暴力行為等調査委員会委員の経験から、人権や多様性の尊重にも深い理解を有している。また、日本オリンピック委員会や多数の競技団体における役員等の経験から、スポーツ法分野に関する豊富な知見を有しており、コンプライアンスや持続可能性の追求など、社会的要請に対し理解を有している。

加えて、東京2025世界陸上財団評議員として、大規模国際スポーツ大会の運営に関する知見を有している。

以上から、法人運営について、適正な監視・監督が期待でき、評議員として適任である。

現在の主な活動状況

・パークス法律事務所 所属
・公益財団法人日本学生野球協会 理事
・日本スポーツ振興センター（JSC）スポーツ指導における暴力行為等に関する第三者相談・調査委員会 委員
・東日本ボクシング協会 評議員
・公益社団法人日本フェンシング協会 コンプライアンス委員長
・東京2025世界陸上財団 評議員
・公益財団法人日本オリンピック委員会 評議員（2016.6～2019.6）

Copyright © Japanese Olympic Committee All Rights Reserved.

評議員③｜設立時役員等プロフィール及び選任理由

きたじま　こうすけ

北島 康介

水泳選手／経営者

1982年9月22日生

選任理由

水泳競技競技のオリンピアンとして、シドニー五輪から４大会連続での出場を果たし、２大会連続の金メダル獲得など、高い競技実績を有している。その豊富な競技実績から、アスリートファーストの理念への理解はもとより、オリンピアンとしての経験・視点を有している。

また、日本アーバンスポーツ支援協議会理事として、大会開催趣旨やアーバンスポーツの発展に理解を有するほか、実施種目に関する幅広い知見を有している。

加えて、競技の垣根を超えたTOKYO UNITEプロジェクトを立ち上げたほか、日本オリンピック委員会国際委員を務めるなど、スポーツ界全体の発展に貢献している。

以上から、法人運営について、大局的見地に立った視点から判断を行うことが期待でき、評議員として適任である。

現在の主な活動状況

・株式会社Aquamind代表取締役社長
・株式会社IMPRINT 取締役
・世界水泳連盟　諮問委員会委員
・一般社団法人日本アーバンスポーツ支援協議会 理事
・公益財団法人東京都水泳協会 会長
・株式会社HESTA大倉 代表取締役副社長

Copyright © Japanese Olympic Committee All Rights Reserved.

（案）

一般財団法人オリンピックＱシリーズ 2028 東京財団
役員等行動規範

はじめに

2028 年 5 月に東京で開催されるオリンピックＱシリーズ 2028 は、ロサンゼルス 2028 大会の出場枠をかけて、世界中のトップ選手が参加するアーバンスポーツの最終予選です。

この大会では、ロサンゼルス 2028 大会を目指すアスリートに最高の舞台を提供するとともに、次世代がスポーツに出会い、参加し、かかわりたいと思うきっかけを創出します。また、大会を通じて社会課題の解決や都市の未来に貢献するというスポーツの役割を発揮することを目指します。

こうした意義のある大会を成功に導いていくには、都民・国民、そしてあらゆるステークホルダーの理解と協力が不可欠です。そのため、当財団は、公正で信頼される存在でなければならず、当財団の理事、監事、評議員及び当財団に設置される各委員会の外部委員（以下「役員等」という。）は、大会の準備・運営に当たり、その社会的な責任と公的な役割を自覚しなければなりません。

すべての役員等が、この行動規範に沿った行動をとり、当財団を、適正なガバナンスが確保され、都民・国民から信頼される組織とすることで、都民・国民と共に大会を作り上げ、その先にある大会開催の果実を社会に還元していくことが必要です。

そのため、当財団役員等は、この行動規範の内容を十分に理解し、日々の職務や活動の中でこれを実践することとします。

役員等は、それぞれに求められる法令上の役割・義務に加え、以下に掲げる事項を十分に自覚し、大会の成功に向け、法令等の遵守はもとより、公正で責任ある行動をとるものとします。

１．取組姿勢

- 大会の開催趣旨や、社会から大会への期待と自らに期待される役割をよく理解し、誠実に職務に取り組みます。
- 公益性の高い事業であることを自覚し、使命達成に向けて、規範意識を高く持ち、自律的に行動します。
- 理事会や評議員会等の会合には積極的に参加します。
- 組織運営に当たり、不断の見直しを行い、運営改善につなげます。
- 対外的な説明責任を常に意識し、組織運営における透明性の向上を図ります。
- 各ステークホルダーと建設的な対話を行い、職務を遂行します。
- 各種研修については、積極的に受講します。
- 各種調査や監査には全面的に協力します。

２．コンプライアンス

- 法令等の定めを遵守し、違法又は反倫理的な行為は一切行いません。また、スポーツ庁が策定した「大規模な国際又は国内競技大会の組織委員会等の ガバナンス体制等の在り方に関する指針」、東京都が策定した「国際スポーツ大会への東京都の関与のガイドライン」及び当財団における職務執行上の各種ルールや方針等を遵守します。役員等は、それぞれに求められる法令上の役割・義務に加え、以下

に掲げる事項を十分に自覚し、大会の成功に向け、法令等の遵守はもとより、公正で責任ある行動をとるものとします。当財団の利益に反する行為や不適切な働きかけ、また、それらが疑われるような行為は一切行いません。

- 当財団の利益に反する行為や不適切な働きかけ、また、それらが疑われるような行為は一切行いません。

- 特定の者への利益供与は一切行いません。また、特定の者からの利益供与は一切受けません。

- 組織運営に当たり、様々なリスクを特定し、その管理・統制に努めます。
- 個人情報や職務上の秘密情報は厳重に管理し、第三者に漏洩しません。
- 反社会的勢力とは、いかなる関係も持ちません。
- 不正行為を発見した場合は、当財団のルールに従い、適切かつ迅速に対処します。また、不正行為に係る調査に協力します。

３．組織風土・職場環境

- お互いを尊重し、コミュニケーションが盛んで、風通しの良い健全な組織風土を目指します。
- 誰もが生き生きと働くことのできる、開かれた明るい職場環境づくりに貢献します。
- パワーハラスメントやセクシャルハラスメントなど、一切のハラスメントを行いません。
- 個人のプライバシーを尊重します。

- ライフ・ワーク・バランスを自ら実践し、率先して「働き方改革」に取り組みます。

４．人権や多様性の尊重

- 多様性を認め、人種、肌の色、性別などを理由とした一切の差別を行いません。
- すべての人々の人権・個性を尊重します。
- パワーハラスメントやセクシャルハラスメントなど、一切のハラスメントを行いません。（再掲）

５．本規範の位置づけ及び改廃等

- 本規範は、役員等が遵守すべき行動の指針を示すものであり、懲罰対象行為の具体的な処分は、別途定める役員等懲罰規程その他の規程の定める要件及び手続に従って行います。
- 本規範の改廃は、評議員会の決議により行います
- 本規範は、令和　年　月　日から施行します。

(案)

資料５

誓　　約　　書

私は、一般財団法人オリンピックＱシリーズ2028東京財団の理事（監事・評議員)就任にあたり、法令並びに定款、各種規程及び役員等行動規範等を遵守し、公正かつ誠実に職務を全うすることを誓います。

令和　年　月　日

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

一般財団法人オリンピックＱシリーズ2028東京財団
会長　●●　●●　様

資料６

一般財団法人オリンピックＱシリーズ 2028 東京財団
定款

第１章　総則

（名称）
第１条　当法人は、一般財団法人オリンピックＱシリーズ 2028 東京財団と称する。

（事務所）
第２条　当法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）
第３条　当法人は、国際オリンピック委員会（IOC）が主催し 2028 年に東京都で開催されるオリンピックＱシリーズ 2028 東京（以下「オリンピックＱシリーズ」という。）の準備及び運営に関する事業を行い、もってオリンピックＱシリーズを成功させること、また、オリンピックＱシリーズを通じて、都民及び国民のスポーツの普及・振興並びにアーバンスポーツ及びユースカルチャーの浸透を図り、健康増進と豊かな生活の形成に寄与するとともに、開催地である東京及び日本のプレゼンス向上に資することを目的とする。

（事業）
第４条　当法人は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。
（１）オリンピックＱシリーズの準備及び運営に関する事業
（２）オリンピックＱシリーズの準備及び運営について、内外の関係機関、団体等との連絡及び協力に関する事業
（３）オリンピックＱシリーズを通じて、都民及び国民のスポーツの普及、振興を図り、健康増進と豊かな生活の形成に寄与する事業
（４）オリンピックＱシリーズを通じて、開催地である東京及び日本のプレゼンス向上に資するために必要な事業
（５）その他当法人の目的を達成するために必要な事業
２　前項の事業は、東京都において行うものとする。

第３章　資産及び会計

（財産の拠出）
第５条　当法人の設立に際して、設立者が拠出する財産及びその価額は次のとおりである。
現金 金３百万円

（基本財産）
第６条　当法人の基本財産は、第４条に規定する事業を行うために不可欠なものであって、設立者が拠出した財産のうち基本財産として指定した財産及び理事会の決議を経て評議員会が基本財産として承認した財産をもって構成する。
２　基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、評議員会において決議を得なければならない。

（事業年度）
第７条　当法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月 31 日に終わる。

（事業計画及び収支予算）
第８条　当法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
２　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事務報告及び決算）
第９条　当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第３号から第５号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
（１）事業報告
（２）事業報告の附属明細書
（３）貸借対照表
（４）損益計算書
（５）貸借対照表及び損益計算書の附属明細書
２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号及び第４号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第 64 条において準用する第 48 条に定める要件に該当しない場合には、

第１号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

３　第１項の書類のほか、監査報告及び会計監査報告を主たる事務所に５年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

第４章　評議員

（評議員）

第 10 条　当法人に、評議員３名以上６名以内を置く。

２　評議員は、当法人の理事及び監事又は使用人を兼務することはできない。

（評議員の選任及び解任）

第 11 条　評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号。以下「一般法人法」という。）第 179 条から第 195 条の規定に従い評議員会の決議により行う。

２　評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

（１）各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の３分の１を超えないものであること。

イ　当該評議員及びその配偶者又は３親等内の親族

ロ　当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ　当該評議員の使用人

ニ　ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ　ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ　ロからニまでに掲げる者の３親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

（２）他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の３分の１を超えないものであること。

イ　理事

ロ　使用人

ハ　当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ　次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

①国の機関

②地方公共団体
③独立行政法人通則法第２条第１項に規定する独立行政法人
④国立大学法人法第２条第１項に規定する国立大学法人又は同条第３項に規定する大学共同利用機関法人
⑤地方独立行政法人法第２条第１項に規定する地方独立行政法人
⑥特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第４条第 15 号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人をいう。）

３　評議員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
（２）評議員としてふさわしくない非行があったとき。
（３）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（任期）

第 12 条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

２　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

３　評議員は、第 10 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

第 13 条　評議員に対して、各年度の総額が 50 万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

２　評議員には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

第５章　評議員会

（構成）

第 14 条　評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第 15 条　評議員会は、次の事項について決議する。
（１）理事、監事及び会計監査人の選任及び解任
（２）評議員及び理事、監事の懲罰
（３）理事及び監事の報酬等の額
（４）役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準
（５）貸借対照表及び損益計算書の承認
（６）定款の変更
（７）残余財産の処分
（８）基本財産の処分又は除外の承認
（９）重要な事項として理事会が評議員会に付議した事項
(10) 合併、事業の全部又は一部の譲渡
(11) その他評議員会で決議するものとして法令又は本定款で定められた事項
２　前項に掲げるもののほか評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又は本定款に定められた事項を除き、評議員会において定めるものとする。

（開催）
第 16 条　評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後３か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）
第 17 条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
２　評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
３　会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が評議員会を招集する。
４　評議員会を招集するには、評議員会を招集する者は、評議員会の日の５日前までに、評議員に対して、評議員会の日時、場所、目的である事項を掲載した書面により、その通知を発しなければならない。
５　前項の規定にかかわらず、評議員会を招集する者はあらかじめ評議員より書面又は電子メール等の電磁的方法（一般法人法施行規則第 92 条が定める電磁的方法をいう。以下同じ。）による承諾を得て、書面による前項の通知の発出に代えて、電磁的方法により招集の通知を発することができる。ただし、評議員の承諾は、評議員に対しあらかじめ招集通知に用いる電磁的方法の種類及び内容を示して得なければならない。
６　前二項の規定にかかわらず、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

（議長）

第 18 条　評議員会は、互選により、評議員のうちから議長１名を選任する。

２　議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、その評議員会に出席した評議員の互選により定めた者が、その職務を行う。

（決議）

第 19 条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（１）監事の解任

（２）役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準

（３）定款の変更

（４）基本財産の処分又は除外の承認

（５）その他法令で定められた事項

３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 23 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（決議の省略）

第 20 条　理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

（報告の省略）

第 21 条　理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

（議事録）

第 22 条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　議長は、前項の議事録に署名若しくは記名押印又は電子署名する。

第６章　役員及び会計監査人

（役員の設置）

第 23 条　当法人に、次の役員を置く。

（１）理事　３名以上 15 名以内

（２）監事　１名以上３名以内

２　理事のうち１名を一般法人法上の代表理事とする。

３　前項の代表理事を会長とし、会長以外の理事の中から副会長及び事務総長を置く。事務総長及び理事会の決議によって業務執行理事として選定された理事をもって一般法人法第 197 条において準用する一般法人法第 91 条第１項第２号の業務執行理事とする。

４　当法人に会計監査人を置く。

（役員及び会計監査人の選任）

第 24 条　理事、監事及び会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

２　代表理事（会長）、副会長、事務総長及び事務総長以外の業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

３　各理事について、当該理事及びその配偶者又は３親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が、理事の総数の３分の１を超えてはならない。監事についても同様とする。

４　他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事現在数の３分の１を超えてはならない。監事についても同様とする。

（理事の職務及び権限）

第 25 条　理事は、理事会を構成し、法令及び本定款で定めるところにより、職務を執行する。

２　会長は、法令及び本定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。事務総長及び理事会の決議によって業務執行理事として選定された理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を執行する。

３　会長、事務総長及び理事会の決議によって業務執行理事として選定された理事は、毎事業年度に４か月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第 26 条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
２　監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べることができる。
３　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
４　その他、監事に認められた法令上の権限を行使する。

（会計監査人の職務及び権限）
第 27 条　会計監査人は、法令で定めるところにより、当法人の貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書を監査し、会計監査報告を作成する。
２　会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。
（１）会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
（２）会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

（役員及び会計監査人の任期）
第 28 条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
２　監事の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
３　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。また、増員された理事の任期は、他の在任理事の任期が満了する時までとする。
４　理事又は監事は、第 23 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
５　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

（役員及び会計監査人の解任）
第 29 条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の３分の２以上にあたる多数の決議に基づいて行わなければならない。
（１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（２）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
２　会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、前条の任期にかかわらず評議員会の決議によって解任することができる。
（１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
（２）会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
（３）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき。
３　監事は、会計監査人が、前項第１号から第３号までのいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

（役員の報酬等）
第 30 条　理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
２　理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

（役員等の責任の一部免除又は限定）
第 31 条　当法人は、一般法人法第 198 条において準用する第 114 条の規定により、理事会の決議をもって、同法第 198 条において準用する第 111 条の行為に関する理事、監事又は会計監査人（理事、監事又は会計監査人であった者を含む。）の責任を、法令の限度において免除することができる。
２　当法人は、一般法人法第 198 条において準用する第 115 条の規定により、理事（業務執行理事又は当法人の使用人でない者に限る。）、監事又は会計監査人との間に、同法第 198 条において準用する第 111 条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第 198 条において準用する第 113 条で定める最低責任限度額とする。

第７章　理事会

（構成）
第 32 条　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）
第 33 条　理事会は、次の職務を行う。
（１）当法人の業務執行の決定
（２）理事の職務の執行の監督
（３）代表理事（会長）、副会長、事務総長の選定及び解職

（４）業務執行理事の選定及び解職
（５）その他法令又は本定款に規定する職務

（招集）
第 34 条　理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。
２　会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が理事会を招集する。
３　理事会を招集する者は、理事会の開催日の５日前までに、各理事及び監事に対し、招集の通知を発しなければならない。
４　前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、理事会を開催することができる。

（議長）
第 35 条　理事会の議長は、会長がこれに当たる。
２　会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事がこれに当たる。

（決議）
第 36 条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（決議の省略）
第 37 条　理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

（報告の省略）
第 38 条　理事、監事又は会計監査人が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。ただし、第 25 条第３項の規定による報告については、この限りでない。

（議事録）
第 39 条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名若しくは記名押印又は電子署名する。

第８章　事務局

（事務局の設置）

第 40 条　当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

２　事務局には、事務総長及びその他必要な職員を置く。

３　事務総長以外の職員は、会長が任免する。

４　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

第９章　定款の変更及び解散

（定款の変更）

第 41 条　本定款は、評議員会の決議によって変更することができる。当法人の目的、事業、評議員の選任及び解任の方法についても、同様とする。

（解散）

第 42 条　当法人は、基本財産の滅失による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由のほか、オリンピックＱシリーズ終了後の残務の結了によって解散する。

（残余財産の帰属）

第 43 条　当法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第 20 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（剰余金）

第 44 条　当法人は、剰余金の分配を行わない。

第 10 章　公告の方法

（公告の方法）

第 45 条　当法人の公告は、電子公告により行う。

２　事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 11 章　補則

（委任）
第 46 条　本定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会において定める。

（利益供与禁止）
第 47 条　当法人は、評議員、役員、使用人その他特定の個人又は団体に対し特別の利益を与えない。

（法令の準拠）
第 48 条　本定款に定めのない事項は、一般法人法その他の法令に従う。

第 12 章　附則

（設立者の名称・住所）
第 49 条　当法人の設立者の名称及び所在地は次のとおりである。
公益財団法人日本オリンピック委員会
東京都新宿区霞ヶ丘町 4 番 2 号 Japan Sport Olympic Square

（設立時評議員、設立時理事、設立時監事及び設立時会計監査人の選任方法）
第 50 条　当法人の設立時評議員、設立時理事、設立時監事及び設立時会計監査人は、設立者の決定によって選任する。

（設立時代表理事等の選定方法）
第 51 条　当法人の設立時の代表理事、副会長及び事務総長は、設立時理事の互選によって選定する。

（設立初年度の事業年度）
第 52 条　当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から令和９年３月 31 日までとする。

（設立初年度の事業計画及び収支予算）
第 53 条　当法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、設立者の定めるところによる。

以上、一般財団法人オリンピックＱシリーズ 2028 東京財団設立のため、設立者は、本

定款を作成し、これに記名押印する。

令和８年７月 27 日

設立者　公益財団法人日本オリンピック委員会
　　会長（代表理事）　橋本　聖子